

参 考 資 料

資料 1 多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等
雨水排水対策協議会 設置要綱

多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等雨水排水対策協議会 設置要綱

(設置)

第1条 多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等における土岐川流域の浸水被害区域について、河川管理者及び関係機関並びに地域が一体となって、総合的な雨水排水対策を推進するための多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等雨水排水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 多治見市平和町、池田町、前畑町、田代町等における浸水対策実行計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、その職又は役職をもって委員となっている者については、その職又は役職にある期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、多治見市長の職にある委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。

3 会長に事故のあるとき、又は会長の欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第7条 会長は、協議会の審議のために必要な調査等のために必要と認めるときは、協議会内に幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、多治見市下水道課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が必要と認める場合に開催する。

5 幹事長は、幹事会での検討結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、多治見市水道部下水道課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	職、役職等
国	庄内川河川事務所長
	多治見砂防国道事務所長
	岐阜地方気象台長
岐阜県	県土整備部河川課長
	都市建築部下水道課長
	多治見土木事務所長
多治見市	市長
	副市長
	企画部長
	都市計画部長
	建設部長
	水道部長
地域住民代表	11 区区長、12 区区長、26 区区長
学識経験者	2 人

別表第 2（第 7 条関係）

区分	職名
国	庄内川河川事務所 調査・品質確保課長
	管理課長
	土岐川出張所 所長
	多治見砂防国道事務所 砂防調査課長
	岐阜地方気象台 防災業務課長
岐阜県	県土整備部河川課 整備担当技術課長補佐
	都市建築部下水道課 事業担当技術課長補佐
	健康福祉部医療整備課 県立病院・看護大学法人担当 課長補佐
	多治見土木事務所 道路維持課長
	河川砂防課長
	施設管理課長
多治見市	企画部企画防災課 危機管理監
	都市計画部課長
	都市計画部都市政策課長
	開発指導課長
	区画整理課長
	建設部次長
	建設部道路河川課長
	水道部下水道課長
	浄化センター所長

協議会委員名簿

区 分	職、役職等	H 2 3 年度	H 2 4 年度
国	庄内川河川事務所長	宮本健也	宮本健也
	多治見砂防国道事務所長	今井一之	伊藤仁志
	岐阜地方気象台長	辻村豊	小林俊彦
岐阜県	県土整備部河川課長	堂園俊多	岩崎福久
	都市建築部下水道課長	種康雄	今井久朗
	多治見土木事務所長	船坂徳彦	船坂徳彦
多治見市	市長	古川雅典	古川雅典
	副市長	木股信雄	木股信雄
	企画部長	青山崇	青山崇
	都市計画部長	細尾稔	細尾稔
	建設部長	堀江義英	佐藤能博
	水道部長	若尾正人	磯村光慶
地域住民 代表	11 区区長	水野利明	水野利明
	12 区区長	宮島了	津田宏
	26 区区長	長谷川哲	長谷川哲
学識 経験者	名古屋工業大学 工学部 都市社会工学科	富永晃宏	富永晃宏
	岐阜大学 工学部 社会基盤工学科	高木朗義	高木朗義